

議事日程第6号

平成29年6月27日(火)

第1 議案上程(議案第47号から第58号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第59号)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議案上程(議案第60号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議案上程(議案第61号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第5 議案上程(議案第62号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第6 議会案上程(議会案第51号及び第52号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第7 継続審査事件の承認

第8 議員派遣の件

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 伊藤 宗就	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤秋男
副事務局長	畠山隆之
局長補佐	杉本一也
主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	鈴木雅彦	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	柏崎潤一
産業建設部長	藤原誠	教育次長	木元義博
企業局長	佐藤盛己	企画政策課長	八端隆公
総務課長	目黒雪子	財政課長	田村力
税務課長	田口好信	生活環境課長	伊藤文興
健康子育て課長	加藤義一	介護サービス課長	佐藤庄二
福祉事務所長	(市民福祉部長兼任)	農林水産課長	武田誠
観光商工課長	清水康成	建設課長	佐藤透
病院事務局長	山田政信	会計管理者	菅原信一
学校教育課長	鏡長光	生涯学習課長	鎌田栄
監査事務局長	小澤田一志	企業局管理課長	菅原長
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午後 4時13分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、お疲れさまです。

これより本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の会議時間は、議事都合により、午後6時まで延長いたします。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第47号から第58号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第47号から第58号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。13番畠山富勝君

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第47号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成29年7月1日から平成33年3月31日までの期間、市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額を引き下げるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、特別職の給料月額及び期末手当を10パーセント減額するとした経緯、減額するに当たり公金着服事件に係る市民感情について配慮したことによるものなのか。また、特別職報酬等審議会は開催されたのか。との質疑があり、当局から、本市の財政状況は、他市と比較して財政調整基金残高、経常収支比率など財政指標が非常に悪く、今後の財政需要に対して財源が不足することが予想され、市長がこれまでの経緯も踏まえ、みずから経常的経費の節減等を図り

ながら、いくらかでも政策的施策の財源を確保したいという観点で提案したものであり、公金着服事件について考慮したものではない。また、特別職報酬等審議会の開催については、市長などが独自に減額する場合は、これまでも審議会の開催は不要と認識されており、他市などにおいても開催されないケースが多いものである。なお、県内13市のうち、本市のほか3市が特別職の給料などを減額措置しているものである。との答弁があったのであります。

第2点として、委員より、市の財政状況が厳しいとの認識で給料月額などの減額を提案しているが、このような状況の中、多額の経費を要する複合観光施設整備事業に臨む考え方について質疑があり、当局から、複合観光施設の整備事業については、市債、あきた未来づくり交付金、さらには地方創生拠点整備交付金、地域振興基金などにより、可能な限りの一般財源での負担を少なくする方策で財源を確保しているものである。市長は、財政状況が厳しいということで節減のみに努めるという考えではないと承知しており、投資し、その効果が顕著と見込まれ、結果として市の発展につながる施策・事業については、他を節約しても投資していくという考え方に立っているとの認識をしている。との答弁があったのであります。

第3点として、委員より、前市長から引き続き、現市長の任期も合わせて12年間、附則において10パーセントの減額を行うこととしており、県内他市、類似団体等の状況を調査するほか、特別職等報酬審議会などにより、幅広く市民の意見を聴き、本則の給料月額などの見直しについて検討する時期に来ているのではないかと。との質疑があり、当局から、本則の給料月額などについては、特別職の職責に応じた額なのかという判断が必要になってくるが、これまで特例ではあるものの減額措置を継続してきていることから、今後、本則の額について市長とも協議し、必要があれば特別職報酬等審議会等の意見を伺いながら、本則の改正の必要性について検討をさせていただきたい。との答弁があったのであります。

以上の審査の経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号財産の無償譲渡についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧野石地区農村集落多目的共同利用施設の建物216.54平方メートルを野石町内会へ無償譲渡するものであり、本案については、異

議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。17番土井文彦君

【17番 土井文彦君 登壇】

○17番（土井文彦君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第48号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿みなと市民病院の一般病床数を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、病床数の削減により交付税算入への影響について質疑があり、当局から、削減された病床数に対し加算措置を講ずる交付税算定の改正があり、試算をした結果、今後3年間で総額約4千700万円の交付税算入が見込まれ、これまでの交付税算入実績より有利となるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。4番木元利明君

【4番 木元利明君 登壇】

○4番（木元利明君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

はじめに、議案第49号男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市中小企業振興資金の融資対象に、新規に創業しようとするものを追加することにより、本市産業の振興を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号市道の廃止について及び議案第52号市道の認定についてであ

ります。

本2件は、調査等に伴い中台3号線など21路線、延長1万2千410メートルの市道を廃止するとともに、開発行為等に伴い、内子39号線など25路線、延長1万1千824メートルの市道を認定するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、市道の廃止及び認定に関連し、市道等級の違いについて質疑があり、当局より、1級路線は、おおむね50戸以上の主要集落と密接な関係にある集落間を結ぶ幹線道路、2級路線は、25戸程度の集落間を結ぶ幹線道路を基準としている。そのほか都市計画決定されていたり、事業計画に基づいているという要件がある。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第53号から第58号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る19日開会し、各補正予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については、省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、複合観光施設整備事業について。

一つとして、実施設計の進捗状況と設計終了後に工事費を提案すべき考え方並びに什器等備品の内容について。

二つとして、急速冷凍設備補助申請の進め方と、それが却下された理由及び今後の申請のあり方について。

三つとして、運営会社設立に、おが地域振興公社が出資することの是非とその出資額について。

四つとして、男鹿駅移動についての考え方とその実現見込みについて。

第2点として、「四つのそば」浜間口の創生事業費補助金の交付先と補助する目的について。

第3点として、津波時避難路整備の工事内容と今後の予定並びに全国瞬時警報システム（Jアラート）更新等工事の内容について。

第4点として、空き家等除却費補助金の申請見込みと、これまでの利用状況並びに市内に点在している空き家対策の取り組みについて。

第5点として、男鹿市生涯活躍のまちづくり基本構想（案）作成にかかった経費と今後の事業実施の考え方について。

第6点として、男鹿みなと市民病院の大規模施設改修計画と市長の病院経営の考え方について。

第7点として、小型動力ポンプ積載車の配置先と更新の年次計画について。

第8点として、国民健康保険特別会計における収納対策と平成28年度末未納状況等について。

第9点として、地域密着型サービス施設等整備事業費補助金の交付予定件数と市内における同類施設数及び介護保険料への影響について。

第10点として、転作団地化育成事業費補助金の内容と今後の農業振興を図るための農業委員会とのかかわり及び新たな農業委員の選任方法について。

第11点として、今後の漁業振興を図るため、関係予算の充実と急速冷凍設備の活用並びに秋田県水産振興センターとのかかわり方について。

第12点として、男鹿山温泉揚湯設備更新工事の内容と保証期間及びこれまでの工事との違いについて。

第13点として、林業振興としての間伐材の活用状況と森づくり税などを活用した若手育成の考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第53号から第58号まで

については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） 大変御苦労さまでございます。

私からは、議案第53号一般会計補正予算の複合観光施設整備費6億2千390万3千円に関連する歳入歳出予算に反対の立場から討論させていただきます。

予算の内容は、複合観光施設の建物新築工事費5億2千700万円、什器等備品の購入費5千万円等であります。

新市長になった菅原市長に市の当面の一大事業である複合観光施設について質してまいりました。複合観光施設建設場所は、市民合意が得られていない点について伺いましたが、市長は、施設整備に対するこれまでの説明が実際に市民の皆さんに届いていなかった部分があることが要因の一つであると、市民合意が不十分であったことを認めております。

設置場所について、私は道の駅にするなら船越地区にすべきであるとして計画の建設場所は、交通のメインルートではなく、また、他の観光地域の通過ルートでもないと主張したが、市長は男鹿周遊観光の導入口であり、公共交通の結節点になる、建設場所が男鹿市全体の地域振興につながると答弁しました。施設建設の場所は、いまだ市民の合意が認知されないのが現実であります。

また、船川のまちづくりについては、以前から市民の要望の強い図書館を核とした文化施設、市民の交流施設と運動機能を備えた温浴施設の建設が必要であり、それによる波及効果は船川地区の活性化、まちづくり、移住対策になるとして質問したのに対し、市長は現在、具体的計画はなく、今後、公共施設等総合管理計画や市の財政状況を踏まえ検討していくと答弁し、船川の活性化については、渡部市長同様に複合観

光施設ありきと船川の活性化策は先の見通しのしない答弁になっております。

施設建設がまちなかに人の流れをつくり、活性化につながると市長は答弁していますが、現実的ではなく、多くの市民は否定的考えが多数であります。まして菅原市長は、駅舎を複合観光施設側200メートルほど移動する計画を明らかにしておりますが、地域に計画説明もなく、市長の発想であり、経費の負担やまちなかが駅舎の移動によって、どう変化するのか、船川地区の市民への説明と理解が大前提であり、早急に市民の声を聞くべきであります。

次に、複合観光施設建設事業費の中に急速冷凍設備棟を別棟として軽量鉄骨造平屋建て36.1坪が計画されております。急速冷凍機が必要だとして漁業事業者で冷凍会社を新たにつくっております。それに対し、市では全面的に支援する計画となっております。私とその建築費がどのぐらいになるのかと質問したら、約3千万円ということであります。坪当たり83万3千円にもなります。3千万円を公費で支出していいのかどうかは、事前に議会に何らの協議、相談もなく、予算が提案されております。市民の立場から判断すると、到底賛成できかねます。当然、事業者負担させるべきではないでしょうか。

また、急速冷凍施設棟に設置する急速冷凍機を購入することについて、国へ補助金申請をしていましたが、私が申請が却下されたのではないかと質問したのに対し、市では5月末却下されたことを認めました。却下されたことをわかっていて、なぜ議会に報告できなかったのか、その姿勢が問われます。

市長は、再度申請すればいいと答弁しましたが、国で補助申請を却下した重みを再度申請して許可が簡単に下りるものなのでしょうか。数千万円もすると言われる急速冷凍機であります。仮に再申請しても許可されるという保証はありません。再度却下されたらどうなるのか、冷凍会社で全額負担で購入するなら別ですが、いずれまだ結果も出ていない中で市の予算で、市の負担で急速冷凍施設棟を建設することは許されません。国の補助申請が許可されない中で入札、工事着工するなら二重の間違いが起こることとなり、業者言いなりの事業とそしりを受けても当然であります。

以上の理由により、本予算に反対するものであり、議員ご一同の皆さんのご賛同を期待するものであります。

○議長（三浦利通君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第53号平成29年度男鹿市一般会計補正予算第4号についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号から第52号まで及び第54号から第58号までを一括して採決いたします。本11件に対する委員長の報告は可決であります。本11件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号から第52号まで及び第54号から第58号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第59号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第59号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第2、議案第59号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました議案第59号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市監査委員の報酬月額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） それでは、私から議案第59号について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

本議案は、監査委員の報酬月額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

平成21年に監査委員を選任するに当たりまして、専門的、あるいは資格を有する民間の方を登用するためには、相応の報酬が必要であるといったこと等から、月額30万円にした経緯がございますが、税理士であります現監査委員の任期満了に伴いまして見直しを行うというものであります。

また、これにあわせまして議会選出監査委員の報酬についても見直すものであります。

次の2ページをお願いいたします。

改正の内容についてでございますが、識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬月額について、現行の30万円から12万減額し18万円にするものであります。

また、議会の議員のうちから選任された監査委員の報酬月額については、現行の3万6千500円から1万2千500円減額し2万4千円にするものであります。

施行期日は、平成29年7月1日であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申

上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。2番三浦一郎君

○2番（三浦一郎君） 1点だけ質問したいと思います。

監査委員の月額報酬ですね、税理士からかわってということのようなんです、何か伺ったところによりますと、総務委員会の中では、当初は15万円くらいで今度予定される方については、という話があったようなのですが、その後、この条例の提案によりますと18万円ということになっていますが、どういう経過でこういうふうな中身に変わったのかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

総務委員会の際は、最終日に追加提案を予定しているということと、識見を有する監査委員の月額報酬につきまして、現時点では現行の月額30万円を15万円に改めたいと考えているというような説明をさせていただいております。その後、この監査委員につきまして市長とも報酬月額について協議をして、最終的に18万円といったことにしてございますが、これにつきましては確かに県内の他市の状況では比較的18万円というのは高い方の部類になりますけれども、総務委員会の際もお話申し上げておりますけれども、本年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が公布されてございまして、来年度以降、監査基準に従った監査等の実施、あるいは監査委員の権限の強化、さらには監査体制の見直しなど、監査制度の充実強化が図られるといったこと等を考慮しまして、当初の15万円にしたいという部分から18万円というふうに決定したと、提案させていただいているという状況であります。

○議長（三浦利通君） 再質疑、三浦一郎君。

○2番（三浦一郎君） それでは、また続いて伺いたいと思います。

県内の各行政の市の状況によりますと、秋田市は月額で19万8千円、あと9万円台とか7万円台とか、似たような人でそういうふうになってはいますが、いつも男鹿市は財政が厳しいということで話伺っていますが、他市に比べてやや高いというか、そんなに低くないところのようなんです、財政規模の大きい秋田市でも20万円弱

なのに、当男鹿市ではいつも報酬から何から似たような市の最低とまでは言いませんが、七、八割くらいの低額になりますので、どうして15万円から18万円に上げるのか、そこら辺少し疑問に思います。特に今いろんな節約ということで、ほかの補助金とかそういうものについても、現行のものを下げているのに、新しく設定していくことで総務委員会にはそういうような相談もされておいて、高く上げるっていうのは何か考え方としては随分おかしいと思いますし、伺ったところによりますと、議長からの助言があったと、そのようなことなんですが、総務委員会の中で話されていることですから、議会の長は議長なんですが、せめて担当の常任委員長に事前に相談をしてやるとかする必要があるのではないかと思えますし、議長のちょっとこれ越権行為ではないのかなと率直に思います。きちんとしたやっぱり委員会の中での協議を受けて、それを当該の委員長に話もしないで、そういうことで行為に及んで、結果的に他市に比べても通常いろんなものは低いのにレベルの高いものに上がっていくと。何て言いますか、議会とか運営の幹部の皆さんが、ほかのところには節約しろと言っているのに逆のことをしていると率直にそう思いますので、その点についてどういう考え方でそういうことになるのか改めて伺います。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、県内の平均、これは男鹿市を除いた単純な識見部分の平均でいきますと約9万円程度になります。当然その県内の平均の報酬月額というものを考慮しつつ、先ほど申し上げましたように、来年度以降、地方自治法の改正によりまして監査制度の充実強化が図られるといったこと等を考慮しまして18万円としたものであります。これにつきましては、委員会の際は15万円の改定を予定しているということでご説明を申し上げておりましたけれども、結果として18万円になり、所管の委員の方々に配慮を欠いたことは、この場を借りておわび申し上げます。

そういったことで18万円に決定したわけでございますので、何とぞご理解のほど、お願いいたします。

○議長（三浦利通君） さらに質疑、2番三浦一郎君。

○2番（三浦一郎君） 権限の違いはあると思いますが、やっぱりこういうことについて議長が担当の常任委員会を飛び越してやるということについては、私は望ましいことではないと思いますし、今後は、絶対に、どういう場面でもそういうことはあるべきではないと率直に思いますことを表明するとともに、ほかの市では9万円で、いずれまた監査委員の権限とか何かふえるようなんですが、どうなんですか、その監査委員の権限が、簡単に言うと今の他市の9万円平均から倍額の18万円になるわけですから、監査の質とか実際の実働もそういうふうな形になる見通しなのでしょうか。最後にそれを伺いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

他市に比べれば、平均より倍ぐらいになりますけれども、私どもの現行の金額が30万円であるということで、それをまず12万円減額して18万円にしたいというものであります。当然、新たなこの後、監査委員の追加提案も予定してございますけれども、地方自治法の改正に伴いまして来年度以降、繰り返しになりますけれども、監査委員の権限の強化、あるいは監査体制の見直し等、監査制度の充実強化が図られるといったことになりますので、監査委員からは、それに基づいて適正に監査をしていただくということでもありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○2番（三浦一郎君） 納得していませんが質問を終わります。

○議長（三浦利通君） 2番三浦一郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第60号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第60号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第3、議案第60号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) ただいま議題となりました議案第60号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市監査委員の湊忠雄氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として鈴木誠氏を選任いたしたいというものであります。

皆様からの賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三浦利通君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。16番小松議員

○16番(小松穂積君) 本日は、湊監査委員も出席されておりますけれども、私、議

員になって湊監査委員の監査のやり方、あるいはことしと申しませうか二、三年前からいろいろな諸問題が起きたり、監査の立場で、あるいは専門的識見の中で湊さんは大変私は、すぐれるという言葉を使うとうまくないんですけれども、よく理解してこの行政監査を行っていただいたというふうに私は思っております。

その方が任期満了というふうなことで、再任ということについてお考えはなかったのかどうか。それから、先ほど報酬の関係もありまして、報酬が下がるというふうなこともあります。ご本人の、そういう報酬は別として、彼の力量と申しませうか、そういうことを私は高く買っているわけでありまして、そういうことについての慰留と申しませうか再任ということについてのご検討はどういう形であったのかをお尋ねします。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） お答えします。

湊監査委員の能力については、非常に私も高く評価しております。どんなに能力が高くても、8年という区切りがありますので、私はここで思い切って変えた方がいいと、そういうことで湊さんともよく相談して、協議して、こういう結果になったということです。今度の監査委員には、広く行政全般にわたってご指導いただきたいと、そういう思いで鈴木誠さんをご指名いたしました。

以上です。

○議長（三浦利通君） 再質疑、16番小松議員。

○16番（小松穂積君） 今の市長の発言だと、俗に言う長期にやるのはちょっと支障が起きたりという、そういう言葉があるように、二期もお務めしていただいたという実績もあると。やっぱり長くなると、何と言いませうか、そういうなげばちょっと問題あったりすることがあるんじゃないかという、特にこの任期の関係については、首長なんかにもよく三期までとかそういうふうな主張をされている方もおりますし、その二期が適正かどうかわかりませんけれども、市長といたしましては二期ぐらいが、適当という言葉がいいのかどうかわかりませんけれども、そのところで私は判断させていただきという答弁でありました。

そういうことを申しますと、議会に人事案件というのが相当上がってきます。この後

また人権擁護委員のこともありますし、教育委員、そういうこともあったりするわけで、そういう場合、ものによって違うという答えがくるのかもしれませんが、今の市長の発言だとすれば、やはり私は人事案件というのは二期程度をもって一つの考え方を示していかなければいけないということ担っていくのかどうか、そのことをお尋ねいたします。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 議員のおっしゃられるとおり、人事案件によって違いはあると思います。今回のことに関しては、湊監査委員には経理的なプロとして深く突っ込んでいただきました。いろんな経理面で、そのご指摘をいただきましたけれども、今度はもっと広い面で行政一般の観点から私はそういう検討をしていただきたいということで新しい監査委員を選んだと、そういう次第です。長いかどうかは私わからないですけれども、一つの私も新しい市長になったけじめだと思って選ばせていただきました。

以上です。

○議長（三浦利通君） さらに質疑、16番小松議員。

○16番（小松穂積君） 多選うんぬんという話ではなく、一つの判断が働いたというふうに理解いたします。

湊さん自身からは、私はこういうときが来たので、そろそろかわってもらいたいということの発言は、まずなかったのかどうか、その確認と、今後、であれば、新たな今提案されておりますお方を、期待を、別の面での、経理的な面では非常に専門家ありますし、税理士でもありますので、その辺は強いと。この後は行政全般にというふうな考え方のようであります。行政全般、まさに県庁のOBでもありますから、広くそういう地方自治等には識見があるというふうにはお伺いできるところであります。だとすれば、先ほどの前の議案と少し整合性がなくなるのではないかなということにならないかどうか、その点についてあわせて教えてください。つまりですね、期待をより多く求めるのであれば、報酬が高いから期待云々とまた違うのかもしれませんが、一般的に考えれば、むしろ45万に上げてと、それでこの方をというのが、ある意味しかるべきことなのかなというふうにも思う部分があります。とはい

え財政的なもの、非常に安い給料で多い仕事してもらうという非常につらいことを市長は求めるわけでありますけれども、予定されている方については、報酬のことについてもお話ししたのかどうか。

○議長（三浦利通君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 湊監査委員の選任に当たっては、前市長が非常に思い入れをもって選任したと思います。だから破格の30万円というその報酬になったんだと思います。それだけ専門的な知識も持っていますし、私もそれは高い報酬ではないと思っています。そして、湊監査委員と私はじっくり腹を割って話したつもりです。その中で私は、湊さんからもそろそろという感触を得たので、こういうふうな判断をさせていただきます。

新しい鈴木誠君の報酬については、私の裁量で決めさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（三浦利通君） 16番小松穂積議員の質問を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第60号監査委員の選任についてを採決いたします。本件は、起立により採決いたします。鈴木誠氏の監査委員の選任について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立全員であります。よって、議案第60号については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第61号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議案第61号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第4、議案第61号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） ただいま議題となりました議案第61号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市教育委員会委員に安田一彦氏を任命いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第61号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。安田一彦氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については、同意することに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第62号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議案第62号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第5、議案第62号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) ただいま議題となりました議案第62号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市人権擁護委員の佐々木邦子氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、その後任として佐藤京子氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三浦利通君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第62号人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。佐藤京子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議案第51号及び第52号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第6 議案第51号及び第52号の上程

○議長(三浦利通君) 日程第6、議案第51号日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、核兵器禁止・廃絶の実現に尽力することを求める意見書及び第52号教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第51号及び第52号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号及び第52号は、原案のとおり可決されました。

日本政府が核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、核兵器禁止・ 廃絶の実現に尽力することを求める意見書

平成28年12月、第71回国連総会の全体会合で「多国間核軍備撤廃交渉の前進」が多数で採択され、決議にもとづく交渉会議が平成29年3月27日から国連本部で開かれました。

これは核兵器禁止に向けた歴史的な動きであり、交渉が始められた核兵器禁止条約では、生物兵器や化学兵器が法的拘束力を持つ協定・条約で禁止されたように、核兵器も禁止されることとなります。

しかしながら、日本政府は、アメリカなどの核保有国に同調し、参加しませんでした。

日本政府は、唯一の被爆国として核兵器の禁止等に係る被爆者の願いに応えるべきです。

核兵器の廃絶は、人類の生存にかかわる重要な問題です。それは国連決議第1号の「各国の軍備からの原子兵器、大量破壊兵器の一掃」に合致するものです。

政府は、6月から始まった国連本部での会議に参加し、法的拘束力のある核兵器禁止・廃絶（核兵器禁止条約）の実現に尽力することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 6月27日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

外務大臣 岸田文雄様

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。文部科学省の教員勤務実態調査（2017年4月速報値）や連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告（2016年12月）により、ほとんどの教員の1ヶ月の時間外労働が80時間（過労死ライン）となっていること、1割の教員が精神疾患と強い関連性がある100時間超時間外労働になっていることが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるために長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところです。子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

こうした観点から、2018年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。

平成29年 6月27日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
文部科学大臣 松野博一様
財務大臣 麻生太郎様
総務大臣 高市早苗様

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 継続審査事件の承認

○議長（三浦利通君） 日程第7、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第110条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第8 議員派遣の件

○議長（三浦利通君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、ご配付いたしておりますとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおり議員を派遣することに決しました。

○議長（三浦利通君） 湊監査委員から、退任に当たってごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。湊監査委員

【監査委員 湊忠雄君 登壇】

○監査委員（湊忠雄君） 皆さん、大変御苦労さまでございます。

あいさつの場をいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、平成21年7月に監査委員への就任に同意をいただきまして8年間、自分では誠心誠意、監査機能を低下させないように、充実させるよう、職員の皆様、また、関係者の皆様、そして特に議会の皆様に助けられまして、浅学の身ではございますけれども仕事に邁進してきたつもりでございます。

至らぬところが多々あったとは思いますが、得難い経験を本当にさせていただきました。

これからは菅原男鹿新市長のもとで、オール男鹿の精神で、男鹿のさらなる発展をお祈り申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本当に長い間、皆さん、ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 次に、先ほど監査委員に同意いたしました鈴木誠君からごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。鈴木誠君

【鈴木誠君 登壇】

○（鈴木誠君） 先ほど監査委員の就任につきまして同意をいただきました鈴木であります。皆様に一言お礼のごあいさつを述べさせていただきたいと思っております。

私は、これまで県と農業団体におりまして、監査を受ける側の仕事をしてまいりましたが、今度は、男鹿市の行財政運営全般について監査を行うということで、大変責任の重い仕事をお引き受けするという事で身の引き締まる思いがいたしております。

地域社会は、今、高齢化の進行や人口の減少などさまざまな課題を抱えておりますけれども、市民の方々が、ここに住んで本当によかったと思えるような男鹿市の新たな発展を図っていくためには、市、それから議会、市民の方々がそれぞれの役割を果たしながら一体となってこうした課題の解決に、適切かつ迅速に取り組んでいかなければならないというふうに常々思っております。大変微力ではございますけれども、本市のお役に立てるように、市民の目線に立った監査に誠心誠意、取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか皆様のご指導、ご鞭撻をいただきますように、よろしく願い申し上げます、大変簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて6月定例会を閉会いたします。

大変どうも御苦労さまでした。

午後 5時17分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 古 仲 清 尚

議 員 笹 川 圭 光